



大和警察署だより9月号

電話番号 0462-61-0110

生活道路における自動車の法定速度の引下げ

生活道路の法定速度は、9月1日から60km/hから30km/hに引下げられます。

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。

※ 道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください。



60 km/h → **30 km/h**

以下の道路における自動車の法定速度は、引き続き60km/hです。

- ① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ② 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ④ 自動車専用道路

ドライバーの皆様へ

決められた速度の範囲内であっても道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。



余裕を持った運転を心掛けましょう!!



詐欺の電話をアプリでブロック

警察庁推奨アプリには、国際電話番号等の犯行利用番号の着信拒否機能等が搭載されており、利用は無料です(通信費を除く)。

犯人からの電話を直接受けないために、犯人が使う国際電話番号をブロックすることが効果的です。

【警察庁HP】



～お知らせ～

地域の犯罪情報やキャンペーン情報等を随時発信しています。



大和警察署
ホームページ



大和警察署
X



かながわ
ポリス

巡回連絡にご協力ください

警察からの情報を発信するとともに地域の皆様からの要望や意見、困りごとをお伺いします。

また、災害、事件事故等発生時の連絡に役立つ「巡回連絡カード」の記載にもご協力をお願いします。



大和警察署 管内 8月中犯罪発生状況

自転車盗	31件	オートバイ盗	10件
部品ねらい	11件	器物破損	17件
暴行	8件	傷害	7件

※令和8年8月17日時

